

# 平成17年度後期松岡ゼミ募集要項と選抜基準

2005/06/22

## 1 募集人数

- ・3・4回生が混在していることが望ましいが、一方で、演習室の収容可能人数やゼミの運営の都合上、総枠最大 25 名前後が適当だと感じる。とりわけ昨年度から半期単位なので、多すぎると顔が覚えられない。5 年間の実績も勘案して、3回生 15名 + 4回生 7名前後 + オブザーバー若干名という人員構成を目標にする。平成 17 年度前期は、15 名 + 4 名 + 11 名 (D 3・M 1・外国人客員共同研究者各 1 名を含む) の 30 名)。

## 2 開講日時

- ・毎週水曜日 5 時限目。
- ・ゼミの性質上、終了時間は定時ではない。今年度実績では、途中 10 分程度の休憩を挟んで、7 時 30 分より前になることはほとんど皆無 (17 年度前期の最長は 8 時ころ)。各人のやむをえない事情によって早退を認めることはあるが、このゼミを選択する人は、水曜日夕方には予定を入れてはいけない。

## 3 ゼミのテーマ

- ・民法の現代的な諸問題。
- ・3 回生の履修状況を考慮し、後期は債権法分野を中心に報告者グループが任意にテーマを選ぶ。ここ数年の例は、ホームページ (<http://www.matsuoka.law.kyoto-u.ac.jp>) のゼミの項を参照。

## 4 ゼミの基本方針

- ①楽しく懇親しつつ勉強すること。
- ②ゼミの時間の内外を問わず積極的に発言し行動すること。
- ③理由なく休まないこと (事前の欠席連絡が不可欠)。
- ④答案やレポートは必ず期日に提出すること。
- ⑤相談等は気軽に、しかし原則としてメール等で予約して研究室に。

## 5 ゼミの進行方法

通常のゼミの進行は、次のとおり。2 人ないし 3 人 1 組の報告班が、希望のテーマについて、1 週間前に配布したレジュメを基に報告する。平成 17 年度前期は、報告終了がおおむね 6 時 30 分前後。10 分程度の休憩後、私もしくは報告班が準備した具体的設例を 3～4 グループで検討し、最後に全体で討論。私は、随時、修正・質問・補足説明・コメントをする。

定例の内容のほかには、模擬裁判風討論会や他ゼミとの討論会等を行う。

## 6 ゼミ生の選抜方法

後期は選抜に向けた時間的余裕が乏しいので、総合成績のみによって選抜する。前期ゼミ履修者であるか否かは考慮しない（チャンスは平等）。

ここ数年の傾向で、第一希望の段階で定員を超えているので、第二希望以下では履修は不可能と予想される。

## 7 オブザーバー決定と予備的打合せについて（重要）

- ・ゼミの活性化の点で、単位に関係なく当ゼミに出たいという熱意がある者をオブザーバーとして数名参加を認める（教室の収用数の限界まで。32名だと思われる）。
- ・オブザーバーと正規のゼミ生の違いは、単位が出るか否かだけである。オブザーバーも均等に報告等の義務を負う反面、ゼミコンパ・旅行その他のゼミの行事に参加し、ゼミの運営につき等しく意見を述べる権利を保障する。
- ・オブザーバーの参加の可否及び来年度ゼミのための予備的な打合せを、**8月の定期試験終了後（8月5日夕方を予定）**に行う。具体的期日は掲示とホームページで告知するので、登録者・オブザーバーは注意すること。

## 8 連絡先

メール・アドレス [matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp](mailto:matsuoka@law.kyoto-u.ac.jp) または [TBE00600@nifty.ne.jp](mailto:TBE00600@nifty.ne.jp)